

## 群馬県地域自殺対策緊急強化事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1 知事は、「地域自殺対策緊急強化基金管理運営要領」(平成21年6月5日府政共生第63号、平成22年12月21日一部改正府政共生第1215号・障発1221第1号、平成23年11月21日一部改正府政共生第792号・障発1121第1号、平成24年12月18日一部改正府政共生第949号・障発1218第1号、平成25年2月26日一部改正府政共生第97号、平成26年2月6日一部改正府政共生第107号、平成27年1月22日一部改正府政共生第31号、平成27年2月19日一部改正府政共生第159号、平成28年1月27日一部改正府政共生第86号)に基づき事業を行う者に対し、その経費の一部又は全部を予算の範囲内において交付するものとし、この補助金の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年群馬県規則第68号)の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 この補助金は、東日本大震災における避難者又は被災者向けの自殺対策事業としてところのケアに関する取組等の推進を図ることを目的として交付する。

### (交付の対象)

第3 この補助金の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市町村
- (2) 民間団体

2 第3(2)に規定する補助対象者は、自己又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(事業内容及び交付対象等)

第4 対象となる事業等は、別紙のとおりとする。

(交付額の算出方法)

第5 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別紙の第1欄に定める事業ごとに第4欄に定める補助基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により算出された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付する。

(交付の条件)

第6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の各区分間の配分の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に関する帳簿及び書類を備え付け、これを事業完了後の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 事業の遂行において第3の2(1)から(8)に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報すること。
- (10) 事業を行う者が(1)から(9)により付した条件に違反した場合には、この補助金の

全部又は一部を県に納付させることがある。

(軽微な変更)

第7 前項第2号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外とする。

- (1) 事業区分を変更、又は廃止すること。
- (2) 事業区分毎に事業費の20%を超えて変更すること。

(交付申請)

第8 補助金交付申請書の様式は別記様式第1号によるものとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は知事が別に定める日とする。

(交付決定)

第9 知事は、第8に定める補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し適当と認めるときには補助金の交付決定を行うものとする。

(変更交付申請)

第10 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別記様式第2号による補助金変更交付申請書を別に指示する日までに知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第11 実績報告書の様式は別記様式第3号によるものとする。

- 2 前項の実績報告書は、事業完了後1ヶ月以内又は補助金交付の決定を受けた年度の翌年度の4月7日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

(額の確定及び交付)

第12 知事は、第11による実績報告書が提出された場合はその内容を審査し、この補助金の交付決定内容及び条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

(検査)

第13 知事は、第12の規定により補助金の額を確定するとき又は必要があると認められるときは、職員に補助事業に係る実施状況等について検査を行わせることができる。

(補助金の概算払)

第14 補助金の額の確定前においても相当の理由があるときは、知事は、概算払をすることができるとし、この補助金の概算払いは、第3の(1)及び(2)に規定する補助対象者が別記様式第4号による概算払請求書を別に指示する日までに知事に提出して行うものとする。

(補助金の返還)

第15 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(実施細目)

第16 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月17日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月25日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年3月26日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年3月19日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年3月30日から施行し、平成28年度事業から適用する。